

死刑執行に抗議する会長声明

本年4月26日、東京拘置所において2名の死刑確定者に対し、死刑が執行された。当会は、これに強く抗議する。

当会は、これまで、シンポジウムや市民集会などを開催し、死刑に関するさまざまな問題を取り上げてきた。そして、昨年7月、会内に死刑廃止検討プロジェクトチームを設置し、終身刑を導入したアメリカ合衆国テキサス州の各施設を視察したり、終身刑の導入と死刑廃止について考えるシンポジウムを開催し、市民とともに死刑制度の問題点を検討し、死刑制度について全社会的議論を呼びかけている。

当会は、かねてより再三にわたり、政府に対し、死刑執行の停止、死刑制度に関する具体的な情報の公開などを求めてきた。しかし、この間、死刑囚の処遇について一部公開されたものの、なお十分な情報公開がなされたとは言えず、死刑制度について公に議論する場すら設けられていない。にもかかわらず、わずか1年余りの間に5回（12名）もの死刑の執行がなされた。また、前回の執行から2か月余りしか経過していない中で死刑が執行されたことは、極めて遺憾であって、到底容認できない。

国際社会においては、死刑制度に対し、批判的な目が向けられている。2012年（平成24年）12月、国連総会本会議において、死刑廃止を視野に執行の停止を求める決議が、過去最多の111カ国という圧倒的多数の賛成により採択された。国連の規約人権（自由権）委員会は、2008年（平成20年）10月、日本政府に対し、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、市民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきであることを勧告した。政府は、このような国際社会からの声や情勢を完全に無視し続けている。

政府は、死刑存続の理由として、治安の維持、被害者遺族の感情、世論の支持などをあげる。しかし、多くの研究で死刑の犯罪抑止効果に疑問が示されている。また、被害者遺族にとって最も重要なのは、被害者らに対し十分な補償がなされたのか、具体的な支援体制が整えられているのかということである。そして、十分な情報公開がなされていない中で世論の支持は根拠とはならないのであり、政府の理由は成り立たない。そのうえ、裁判員裁判において死刑を含む量刑判断を行う以上、市民が死刑制度の運用と実態を知ることが極めて重要である。しかも、免田事件、財田川事件、島田事件、松山事件においては、一旦死刑判決がなされたものの、長い時間をかけた後に再審無罪判決がなされている。さらに、近時、一旦は無期懲役刑が確定した足利事件、布川事件、東

電社員殺害事件について、再審無罪判決が言い渡され、東住吉放火殺人事件では、再審開始決定がなされている。また、母子殺害放火事件（控訴審での死刑判決を最高裁判所が破棄差戻し）について、大阪地方裁判所は、無罪判決を言い渡した。このように、重大事件において、今なお冤罪が存することも明らかになった。

以上のことから、当会は、政府に対し、ただちに死刑の執行を停止することを強く要請するとともに、死刑制度に関する情報を公開し、死刑制度についての全社会的議論を踏まえたうえで、その抜本的な検討及び見直しを行うことを求めるものである。

2013年（平成25年）4月30日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃